

市町村合併住民説明会資料



## 目 次

市町村合併でどうなるの？ 私たちの暮らし	3
いっしょに取り組みませんか 「佐渡市」のまちづくり	13
財政計画	19
参考資料編	26
1 市町村合併の取組みに関する全国の動き	26
2 市町村合併の取組みに関する新潟県内の動き	27
3 最近の市町村合併	28
4 今後の市町村合併	29
5 佐渡地域における市町村合併の取組み	29
6 市町村別人口の推移	30
7 職員数の状況	31

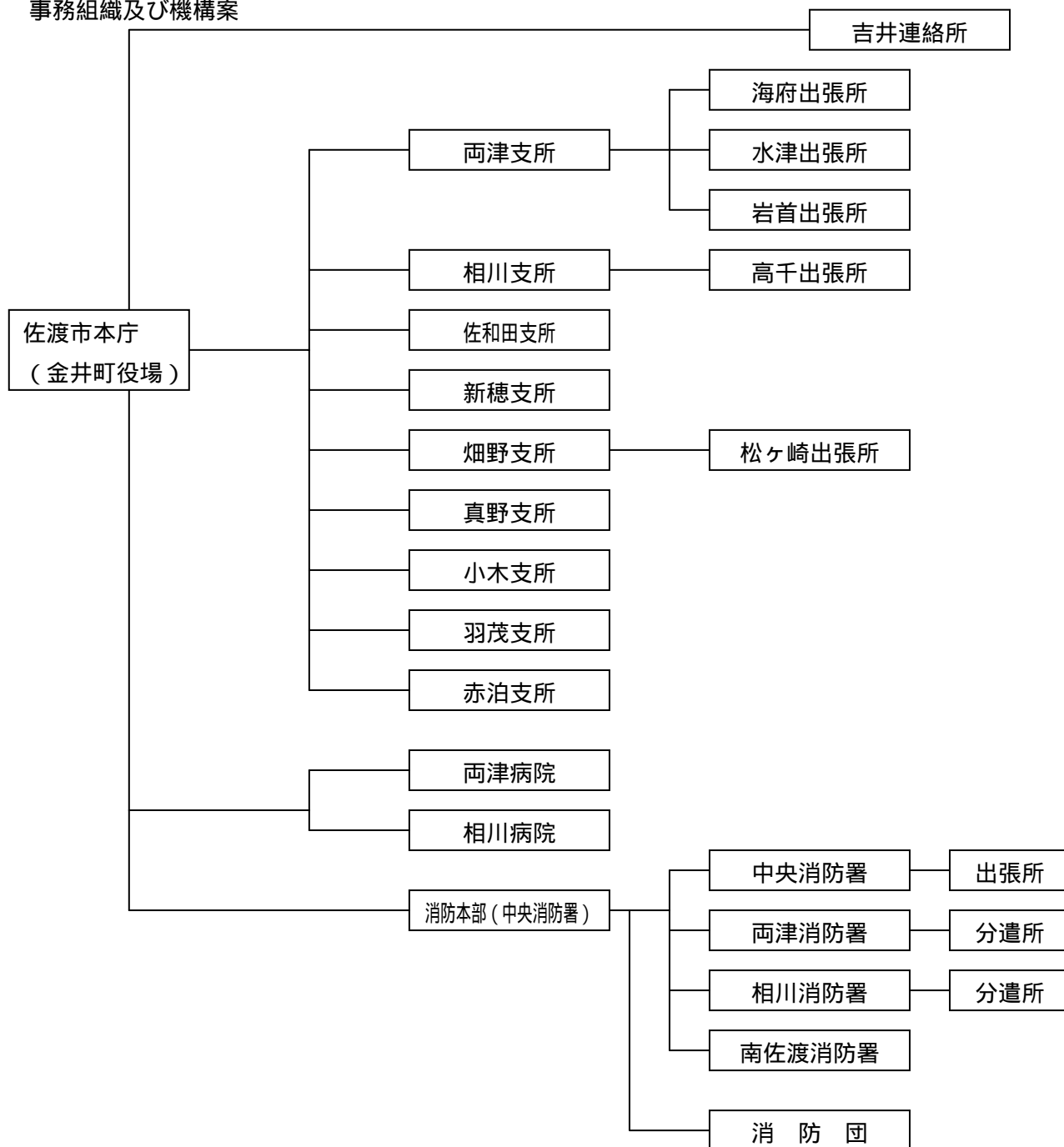
## 市町村合併で

### どうなるの？ 私たちの暮らし

合併協議会を設置し、調整を進めてきました各種事務事業等、主な調整項目の内容についてお知らせします。

協 定 項 目	協 議 結 果
合併の方式	新設合併（対等合併）
合併の期日	平成 16 年 3 月 1 日
新市の名称	佐渡市（さどし）
新市の事務所の位置	金井町役場 金井町大字千種 232 番地
合併後建設する新庁舎の位置	金井町大字千種沖
財産及び債務	新市に引き継ぐ。
議会の議員の定数及び任期	設置選挙を実施 定数 60 人 次の選挙から定数 30 人
農業委員会の委員の定数及び任期	合併時は現行のとおり。 平成 17 年 7 月 20 日以降は一つの農業委員会とする。 その場合、選挙による委員数は 40 人とし、合併前の農業委員会の区域ごとに選挙区を設ける。
地 方 税	個人市町村民税 均等割は、年額 2,500 円(標準税率) 法人市町村民税 均等割は、標準税率 法人税割は、14.7/100（制限税率） 固定資産税 1.4/100（標準税率） 入湯税 1 人 1 日 150 円 その他 納期前納付に対する報奨金は廃止する。 納期は、合併の期日の属する年度の翌年度から統一する。
一般職の職員の身分	すべて新市に引き継ぐ。
地域審議会	合併の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間、旧市町村単位に設置する。
特別職の身分	新市市長選挙を実施する。
事務組織及び機構	<b>4/29 現在協議中</b> 提案内容 別紙を参照ください。

事務組織及び機構案



\* 本庁となる事務所の組織・機構を本庁組織として改編し、併せて支所機能も持たせる。

\* 支所の組織は、合併時には住民サービスの提供、事務事業の実施上の混乱回避を図るため、当初は管理部門を本庁に統合することを中心とし、窓口業務をはじめ住民に直接関係する事業部門は、概ね現行組織のまま存続させる。

協 定 項 目	協 議 結 果
一部事務組合等	<p>佐渡広域市町村圏組合、南佐渡クリーンセンター、佐渡消防事務組合、南佐渡消防事務組合は合併の期日の前日をもって解散する。</p> <p>一般の職員、財産及び債務は全て新市に引継ぐ。</p>
使用料、手数料	<p>社会教育文化施設及び社会体育施設、商工観光関係施設、農林水産関係施設等の使用料は、現行料金を基準に統一する。</p> <p>市町村で差異のある使用料、手数料等は、住民の一体性ととともに、負担の公平性を確保するため、統一に努める。</p>
公共的団体等	<p>(財)農業振興公社他、(社)真野町自然活用公社、(社)佐渡真野湾地域総合開発協会は、現行のとおりとする。</p> <p>その他の公共的団体については、統合に努める。</p>
補助金、交付金等	<p>各種補助金、交付金等は、従来からの経緯・実情などに配慮し、公共的必要性、有効性の観点から見直し、検討する。</p> <p>同一あるいは同種の補助金等は、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。</p> <p>各市町村独自の補助金等は、従来の実績等を考慮し、目的を明確化し、均衡を保つよう調整する。</p> <p>整理統合できる補助金は、統合の方向で調整する。</p>
町名、字名	<p>新市の町名、字名は、「大字 〃」中「大字」を廃止し、「佐渡市 (従来) (従来の名称)」とする。</p> <p>不動産登記簿上残っている小字は現行のとおりとする。</p> <p>但し、従来の名称のみにより、地理的判断等で著しく不都合を生ずることが予想されるものを次のとおり変更する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相川町大字 一丁目、一丁目裏町、一丁目浜町、二丁目、二丁目浜町、二丁目新浜町、三丁目、三丁目浜町、三丁目新浜町、四丁目、四丁目浜町</li> </ul> <p>以上は、相川を大字名に冠する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 真野町大字 新町</li> </ul> <p>以上は、真野を大字名に冠する。</p> <p>また、同一の大字名を次のとおり変更する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大川 両津大川、真野大川</li> <li>・ 大浦 相川大浦、小木大浦</li> <li>・ 新保 北新保(金井町)、南新保(赤泊村)</li> </ul>
慣行(市章、憲章、花、木等)	<p>市章は、合併時まで公募により定める。</p> <p>市民憲章は、新市で制定する。</p> <p>市の花・木・鳥・魚は、新市で制定する。</p>

国民健康保険	<p>合併の期日の属する年度の翌年度から税制に統一、納期についても6期とし、賦課期日を4月1日、本算定を第3期とする。</p> <p>出産育児一時金、葬祭費給付は現行のとおり。</p> <p>賦課については、医療費に見合う税率を定めることにし、一部市町村被保険者においては、急激な負担増加とならないよう取り組む。</p>
介護保険	<p>第1号被保険者の保険料を統一する。</p> <p>但し、合併の期日の属する年度は現行のとおり。</p> <p>減免規定については、世帯年間収入金額120万円以下等金井町の例により統一する。</p>
消防団	<p>合併時は現行のとおりとする。但し、将来に向け統合整備に努める。</p> <p>自衛消防組織は、現行のとおりとする。但し、補助金は交付することで調整する。</p>
財産区	<p>合併時に存在する財産区は、それぞれの財産区として新市に引継ぐ。</p>
行政連絡員制度	<p>合併時は現行のとおりとし、平成17年1月1日に統一を図るよう調整に努める。</p>
建設関係事業	<p>集落等への道路の維持管理の助成は原材料支給とし、道路照明(街灯)及び防犯灯の維持管理経費は市の負担とする。</p> <p>但し、合併の期日の属する年度は現行のとおり。</p>
社会教育事業	<p>社会体育指導委員の定数を80人以内とし、合併後新市において委嘱する。</p> <p>運動会(体育祭)は現行のとおりとし、成人式は8月15日を基本にブロック別開催とする。</p>
上水道事業	<p>水道使用料は、現行のとおりとし、合併後給水区域等の見直しを含め合併後調整する。</p> <p>加入金については、合併時に上水道、簡易水道とも統一する。</p>
下水道事業	<p>下水道受益者負担(分担)金は、両津市・相川町・小木町・羽茂町・赤泊村は現行のとおりとし、佐和田町・金井町・新穂村・畑野町・真野町は155,000円とする。</p> <p>下水道使用料は、両津市・相川町・小木町・羽茂町は現行のとおりとし、赤泊村は別に定める。その他の区域は合併時に統一する。</p>
保健衛生	<p>検査項目及び負担金</p> <p>合併の期日の属する年度の翌年度から統一。</p> <p>基本健康診査、胃ガン検診、子宮ガン検診、肺ガン検診(喀痰)、乳ガンマンモ併用は500円、大腸ガン検診は400円、乳ガン検診、骨密度検診は300円、肺ガン検診のレントゲンは無料、その他、肝</p>

<p>保健衛生</p>	<p>炎ウイルス検査を節目検診(40～70歳までの5歳きざみ)として実施。 負担金は700円</p> <p>人間ドック補助 合併の期日の属する年度の翌年度より統一。 国保被保険者は年齢女33歳、男女40歳～69歳までとし、日帰りドックにつき補助率を1人当たり2/3とする。 ただし、3年間実施後1/2とする。 一般対象者は、年齢女33歳、男42歳、男女60歳とし、日帰り人間ドックにつき補助率を1人当たり2/3とする。 ただし、3年間実施後1/2とする。</p>
<p>環境対策</p>	<p>し尿処理手数料は、当面現行のとおりとする。 ゴミ分別を合併時に統一するとともに、合併後施設整備がされた段階で「堆肥化生ゴミ、又は生ゴミ」を加えることを検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可燃ゴミ、不燃ゴミ、粗大ゴミ、特定家庭用機器、資源ゴミ、有害ゴミに分別。資源ゴミは、更にアルミ缶・スチール缶、飲料用ビン、ペットボトルに、有害ゴミは割れていない蛍光灯、壊れていない水銀入り体温計に分別する。</li> </ul> <p>ゴミ収集回数を合併時統一する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可燃ゴミ 週3回      不燃ゴミ 月1回 粗大ゴミ 年5回 資源ゴミ(ペットボトルを除く) 月2回 ペットボトル 当面現行のとおりとし、合併後統一。 有害ゴミ 電気店等の店頭回収</li> </ul> <p>ゴミ処理手数料を合併時統一する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可燃ゴミ1容器 50枚 特小500円、小750円、大1,000円、処理券1枚20円</li> <li>・ 不燃ゴミ1容器 50枚 小1,000円、大1,500円</li> <li>・ 資源ゴミ1容器 50枚 小1,000円、大1,500円 但し、ペットボトルについては、両津市のみ1容器(10枚)小200円、大300円とし有料とする。</li> <li>・ 可燃ゴミ、不燃ゴミ、資源ゴミ直接搬入 10キログラムまでごとに50円</li> <li>・ 粗大ゴミ(処理券)収集する場合、自ら直接搬入する場合 1枚500円</li> </ul>

環境対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犬、猫等の死体を直接搬入する場合 1体 500 円</li> <li>・ 有害ゴミ処理手数料 1個 30 円</li> </ul> <p>古新聞、雑誌、チラシ、段ボール、牛乳パックは、合併時に集団回収制度を統一し取り組む。</p> <p>生ゴミ堆肥化处理容器購入補助事業は、合併時に統一する。</p>
福祉事業	<p>保育料等を合併の期日の属する年度の翌年度から統一する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2人目の保育料を2/10、3人目を無料とする。</li> <li>・ 保育時間は、平日8時～16時、土曜日8時～12時に統一する。但し、土曜日希望保育、特別保育事業、通園バス、延長保育等については、現行のままとし、合併後調整する。</li> <li>・ 通園バスを運行していない区域で、片道1.5キロ以上を対象として、25円/キロの通園費補助を行う。</li> </ul> <p>出生祝い金は、合併の期日の属する年度の翌年度から統一する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1子現金50,000円を交付</li> </ul> <p>敬老祝い金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合併の期日の属する年度の翌年度から、90歳～99歳の方を対象に毎年5,000円、100歳以上の方には毎年10,000円を交付。但し、相川町、小木町、羽茂町は、5年間で調整を図り統一する。</li> </ul> <p>* その他、主要な福祉サービスについては、別紙を参照ください。</p>
農林水産関係事業	<p>* 別紙を参照ください。</p>
商工観光関係事業	<p>地方産業育成資金</p> <p>合併前の貸付は現行のとおり新市に引継ぎ、合併時に制度を統一する。貸付限度額は1,000万円とする。</p> <p>産業振興資金</p> <p>合併前の貸付は現行のとおり新市に引継ぎ、合併時に制度を統一する。</p> <p>地域総合整備資金</p> <p>合併前の貸付は現行のとおり新市に引継ぎ、合併時に新たに定める。</p> <p>緊急住宅建設資金</p> <p>合併前の貸付は現行のとおり新市に引継ぎ、合併時に両津市の例により定める。</p> <p>信用保証料補給は、合併時に次のとおり統一する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補給限度貸付額は1,000万円とし、限度額を超えた場合は限度額相当額までとする。</li> <li>・ 補給率は1/2とする。</li> </ul>



<p>商工観光関係事業</p>	<p>文化観光施設の奨励措置は、合併時次のとおり統一する。但し、合併前に適用した奨励措置は現行のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 奨励措置の対象となる施設 投下固定資産総額 3,000 万円以上で市区域内に新設又は拡充される宿泊施設・観光施設・体験施設・みやげ物店・食堂（ドライブイン）等</li> <li>・ 奨励措置 賦課される固定資産税相当額を免除する。 施設上の便宜の供与</li> <li>・ 期 間 3 年間 工場、企業（事業場）誘致促進等事業の奨励措置は、次のとおり統一する。但し、合併前に適用した奨励措置は現行のとおりとする。</li> <li>・ 奨励措置 3 年間固定資産税全額免除</li> <li>・ 対象施設 新設の場合は、投下固定資本総額 1,000 万円以上、常用労働者 5 人以上とする。 増設及び移設の場合は、投下固定資本総額 1,000 万円以上とする。 商工観光事業の補助金は、合併時に次のとおり統一する。但し、合併の期日の属する年度は現行のとおりとする。</li> <li>・ 国・県補助事業は、別に定める事業を除いて、事業費から国・県補助金を除いた額の 1 / 2 以内とする。</li> <li>・ 単独補助事業は、商工事業全般、観光事業全般を対象とし、事業費の 1 / 2 以内とする。</li> </ul>
<p>学校教育</p>	<p>小中学校の概況、スクールバスの運行、遠距離通学補助事業は、当面現行のとおり。 公立幼稚園の授業料は、合併の期日の属する年度の翌年度から 9,000 円 / 月に統一する。</p>

福祉事業 その他主要な福祉サービスの概要

(平成16年度から統一)

項目	事業内容	対象者	利用料等
補装具の交付と修理	失われた身体機能を補うための用具を交付又は修理を行う。	身体障害者法及び児童福祉法で規定された者。	両津市の例により国の徴収基準額表による自己負担分を市単独で助成。
家族介護ヘルパー受講支援	高齢者を介護している者がヘルパー2級講習を受講する際、受講料3万円を上限に補助。	高齢者を介護している者。	教材費実費自己負担
軽度生活援助	軽易な日常生活の援助(家事援助)	在宅1人暮らし高齢者等(概ね65歳以上単身世帯等で要介護認定者を除く)	介護報酬の1割
福祉タクシー	年間30回を限度にタクシーの基本料金額を補助。	療育A、身障1から3級下肢含む。	-
精神障害者医療費	入院、通院費の5割補助	精神障害者	-
寝具類等洗濯サービス	布団掛・敷・毛布の洗濯サービス 年6回	概ね65歳以上の単身高齢者及びこれに準ずる世帯、身体障害者	無料
配食サービス	高齢者等への配食サービス回数及び方法は現行のとおり	同上	1食300円
介護用品の支給	紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋などの介護用品支給。 住民税課税世帯上限 4千円/月 住民税非課税世帯上限 75千円/年	要介護4又は5に相当する在宅高齢者	-
日常生活用具給付	電磁調理器、火災警報器、自動消火器の給付、老人用電話の貸与	国の基準 要援護老人及び1人暮らし老人	国の基準
緊急通報システム	緊急通報装置の貸与	概ね65歳以上	無料
介護手当	寝たきり及び身障者などに介護する者に、5千円/月支給	精神未発達者で介護を要する者。 身障1.2級手帳所有者で寝たきり者 65歳以上で6ヶ月以上の寝たきり者 以上を介護する者	-
幼児医療費助成	幼児の入院・通院に伴う医療費を助成	入院 5歳未満児 通院 4歳未満児	

農林水産関係事業

(平成16年度から統一)

(1) 国県補助対象事業

区分	基盤整備事業 土地改良事業	施設・設備整備事業	生産振興事業	その他の事業	災害復旧事業
農業	別に定めのある事業を除いて、予算の範囲内で定める。	別に定めのある事業を除いて、補助対象事業費の10%以内とする。	別に定めのある事業を除いて、補助対象事業費の10%以内とする。	別に定めのある事業を除いて、予算の範囲内で定める。	農地 補助残の50% 施設 補助残の50%
畜産業	-	別に定めのある事業を除いて、補助対象事業費の10%以内とする。	別に定めのある事業を除いて、補助対象事業費の10%以内とする。	-	-
林業	-	その都度定める	-	造林 3千円/10a 補助残の50%以内 間伐 補助残の50%以内 保育 事業費の5%以内	-
水産業	補助対象事業費の10%以内	補助対象事業費の10%以内	-	-	-

(2) 市単独補助事業

ア 基盤整備・土地改良事業、施設・設備整備事業

区分	基盤整備・土地改良事業				施設・設備整備事業		
	事業種目	事業細目	事業規模等	補助率	事業種目	事業規模等	補助率
農業	農道整備 灌漑用排水路 溜池改良	新設、改良、維持補修	10万～300万円	50%以内	施設整備 設備(機械を含む)整備	10万～100万円 農業生産法人又は3戸 以上で組織する団体	40%以内
	暗渠排水 区画整理 水田畑地転換 客土	-	40万～200万円 土地の傾斜度 1/20以上を対象	30%以内			
	農地開発	畑地造成、草地造成	20a～	30%以内			
	干害対策事業	-	-	その都度定める			
	畑地灌漑事業	-	10a～10万円 以上	50%以内			
	畜産業	草地造成	-	-			
林業	作業路	-	10万～300万円	30%以内	集荷加工施設整備 林産物生産拡大	-	その都度 定める
水産業	漁業基地整備	-	漁協又は概ね5 戸以上の生産団 体	30%以内	-	漁協又は概ね5戸以 上の生産団体	30%以内

イ 生産振興事業、団体育成事業

区分	生産振興事業			団体育成事業	
	事業種目	事業規模等	補助率	事業規模等	補助率
農業	生産振興事業 (資材、種苗、研修)	生産団体を対象	50%以内	-	その都度 定める
	後継者育成対策事業	就業年度から5年以内 ～200万円	50%以内		
	技術研修事業	-	その都度 定める		
畜産業	乳用牛 肉用牛	1頭につき150万円を限度 1頭につき50万円を限度	20%以内 30%以内	-	その都度 定める
	人工授精技術料	初回のみ	30%以内		
	粗飼料対策事業	-	25%以内		
	家畜衛生推進事業	-	25%以内		
	技術研修事業	-	その都度 定める		
林業	技術研修事業	-	その都度 定める	-	その都度 定める
水産業	増養殖・種苗放流事業	漁協又は概ね5戸以上の生産団体	50%以内	-	その都度 定める
	増養殖等推進事業	-	30%以内 (後継者及び Uターン漁 業者は 50%以内)		
	技術研修事業	-	その都度 定める		

ウ その他

区分	その他の事業			災害復旧事業	
	事業種目	事業規模等	補助率	事業規模等	補助率
農業	公害防止	5万円以上	50%以内	農地 10万～40万円 施設 10万～40万円	50%以内
	集落集会施設の増改 築・修繕等	200万円以上 300万円以上	定額 100万円 定額 150万円		
	生活環境整備	-	50%以内		
	航空防除	-	その都度定める		
	交流事業 都市と農村を結ぶ村づくり	-			
畜産業	事故牛処理	-	処理費用の50%以内	-	-
	共進会等	-	30%以内		
林業	-	-	-	10万円以上	50%以内
水産業	-	-	-	10万円以上	30%以内